

職業訓練について、知事の認定を受けたい

職業訓練の認定（職業訓練振興対策）

事業主等が実施する職業訓練が、国が定める基準に適合することを知事が認定することにより支援する制度です。

対象者

実施する職業訓練について、国が定める基準に適合することの認定を受けたい事業主等

内容

事業主等が、実施する職業訓練のうち、職業能力開発促進法に定められた一定の基準（教科、訓練期間、指導員、設備等）に適合する職業訓練については、申請により知事の認定を受けることができます。

この認定を受けて事業主等が行う職業訓練を認定職業訓練といい、平成31年3月現在、県内で25事業所・団体が認定職業訓練を実施しています。

活用方法

知事の認定を受けて職業訓練を実施する場合は、下記の特典があります。

- 一定の要件を満たす認定職業訓練施設については、「職業能力開発校」等の名称を用いることができます。
- 認定訓練の修了者は、技能検定及び職業訓練指導員免許の取得に当たって、試験の一部免除や、必要な実務経験年数の短縮等の優遇措置が受けられます。
- 認定職業訓練実施者及び優秀修了者に対する知事の表彰制度を実施しています。
- 中小企業の事業主またはその団体が実施する認定職業訓練に対しては、予算の範囲内で運営費等の一部が県から補助されます。

お問い合わせ先

福岡県福祉労働部労働局職業能力開発課 技能振興係

TEL：092-643-3603